

(定義)

第3条 「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のように多様であり、教職員の目が行き届かない場合があることに留意する。

- ア 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- ア いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるもので、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- イ いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ウ いじめは、加害者と被害者という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「群衆」の存在、周辺での暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題によりいじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- エ いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、一人一人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(3) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ア いじめに関わる行為が止んでいること

いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし、いじめの被害の重要性から必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。

- イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(4) いじめの重大事態

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(ア) 生徒が自殺を企画した場合

(イ) 精神性の疾患を発症した場合

(ウ) 身体に重大な障害を負った場合

(エ) 高額な金品を奪い取られた場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(ア) 年間の欠席が 30 日程度を超えるような場合

(イ) 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(年間計画と評価)

第 4 条 いじめ対策委員会は、以下の観点からいじめ防止と早期発見のための年間計画を取りまとめて作成し、全職員で共有する。また、必要に応じて評価を行い、計画を見直すとともに、全職員で共有できる機会を設ける。また、いじめ対策委員会は、いじめの発見や申し出及び情報の提供があった場合のほか、校長が必要とする場合に開催する。

(1) いじめの防止

ア 全職員

(ア) 「いじめのない学校を目指す」ことをあらゆる機会に生徒に伝える。(通年)

(イ) 一人一人を大切にしたい、楽しい授業、分かる授業づくりを進める。(通年)

(ウ) 教師の言動がいじめやいじめを助長することにならないよう細心の注意を払う。(通年)

イ 学年

いじめについて、学年のホームルーム活動や行事を計画する。(通年)

ウ 総務部・養護教諭

(ア) 学校行事などの様々な場面を活用して、いじめについて取り上げる。(通年)

(イ) 「学校だより」やホームページ等で、本校のいじめ防止基本方針を外部に公開する。(通年)

(ウ) 学校評議員やPTAと連携する。(通年)

(エ) いじめについての校内研修を実施する。(通年)

(オ) 「保健だより」や保健室での生徒との会話の中で、「命の大切さ」や「いじめのない学校づくり」を取り上げる。(通年)

(カ) 保健講話等で、いじめの問題を取り上げる機会をつくる。(通年)

エ 生徒指導部

(ア) いじめ問題等、研修会等で積極的に取り上げる。(通年)

(イ) 生徒会行事を「いじめのない学校づくり」の場とするように、生徒会役員と連携する。(通年)

(ウ) 日常的な指導にも、「いじめのない学校づくり」を意識的に取り入れ、「生徒指導部だより」や全体指導にも生かす。(通年)

オ 教務部

(ア) 楽しく分かる授業実践のための研究の場を設ける。(通年)

(イ) いじめ対策のための行事やLHR設定に協力する。(通年)

カ 教育相談部

(ア) 教育相談研究会等に参加し、研修を深めるなど、各種機関との連携を進める。
(通年)

(イ) 関係機関の各種相談窓口や、生徒相談ルームを周知徹底し、生徒がSOSを発信しやすい環境づくりを図る。(通年)

(ウ) 教育相談の機会を増やすよう努める。(通年)

キ 管理職

(ア) 全校集会等でいじめについて触れる。(通年)

(イ) 学校の教育活動全体でいじめ防止のための人権教育等の推進に努める。(通年)

(ウ) いじめ防止のための職員や生徒の取組を支援する。(通年)

(エ) 生徒、教職員、保護者等へのアンケートを行い、「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しや必要に応じて協議を行う。(通年)

(2) いじめの早期発見

ア 全職員

(ア) 生徒との信頼関係を構築し、生徒の変化を見逃さないようにする。(通年)

(イ) 生徒との雑談等で、悩みの把握に努める。(通年)

イ 学年

(ア) 個人面談等、教育相談の機会を増やす。(通年)

(イ) いじめについて生徒同士が話し合える機会を設ける。(通年)

(ウ) 「いじめアンケート」の効果的活用を図る。(6月、11月)

ウ 総務部、養護教諭

(ア) 外部専門機関と連携し、情報の収集に努める。(通年)

(イ) 保健室での様子から、心配な生徒に声をかける。(通年)

(ウ) 心配情報を担任と共有する。(通年)

エ 生徒指導部

(ア) 定期的に「いじめアンケート」を実施する。(6月、11月)

(イ) 電話相談等、相談できる外部専門機関の情報を周知する。(通年)

(ウ) 校内外巡視で異状の有無に気を配る。(通年)

オ 教務部

授業中の様子、欠席や成績状況から、情報収集に努める。(通年)

カ 教育相談部

(ア) 教育相談週間を設定する。(通年)

(イ) 学年と連携し現状把握、情報共有に努める。(通年)

キ 管理職

(ア) 生徒、保護者、教員がいじめについて相談できる体制を整備する。(通年)

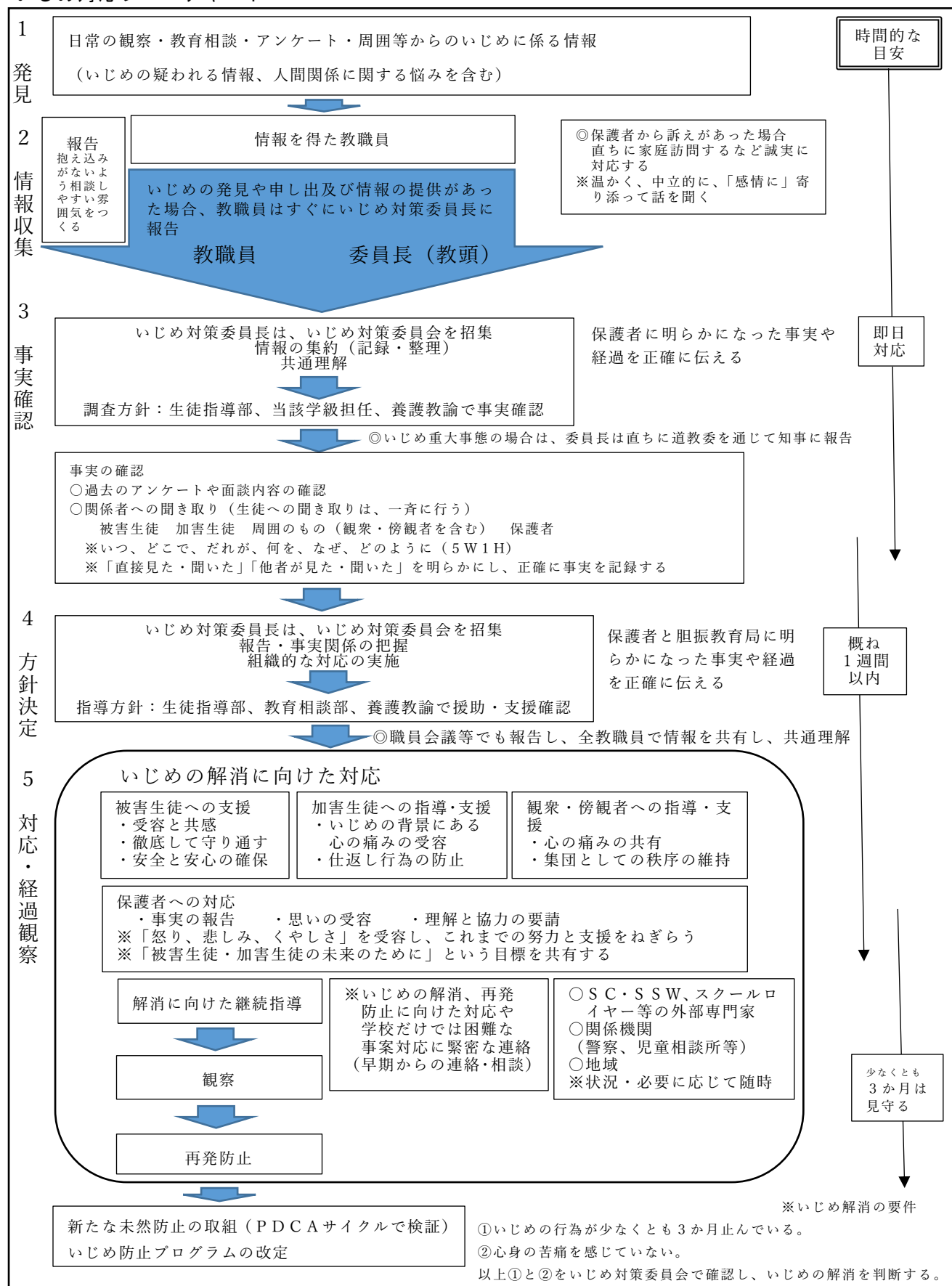
(イ) 教育相談の体制が適切に機能しているか、定期的に点検する。(通年)

(いじめへの対応)

第5条 いじめの発見や申し出及び情報の提供（事実の認定を待たない）があった場合、職員はすぐにいじめ対策委員長に報告し、同委員長はいじめ対策委員会を招集し、次の

いじめ対応フローチャートに沿って対応する。

いじめ対応フローチャート



(1) 全教職員

ア いじめやいじめと疑われる行為を発見したら、直ちにそれをやめさせ、いじめ対策委員長に報告する。

イ 生徒や保護者からいじめに関する情報があれば真摯に受け止め、いじめ対策委員長に報告する。

(2) 当該学級担任

ア 学年や学科と十分情報を共有する。

イ 保護者の心情に寄り添い連携・協力する。

ウ 生徒に対する支援を計画し実行する。

(3) 養護教諭

ア 必要に応じて生徒と面談を行い、事情を把握する。

イ 生徒の支援について学年と協力する。

(4) 教育相談部

ア 外部専門機関と連携する

イ 被害者指導支援、加害者指導援助を行う

(5) 管理職

教育委員会、関係機関への報告や対応を行う。

第6条 いじめ発生時については、事後に評価を行い全職員で共有する機会を設ける。

(重大事態への対応)

第7条 いじめが重大事態である（疑いがある）場合は、いじめ対策委員長はいじめ対策委員会を必要な構成員を加えるなどしてただちに招集する。

2 委員長は直ちに道教委を通じて知事に報告する。

3 調査主体が道教委（北海道いじめ問題審議会）や知事（北海道いじめ調査委員会）となった場合は、全職員が全面的に協力する。

附 則

この基本方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

平成30年12月20日、一部改正

附 則

令和3年4月1日、一部改正

附 則

令和5年4月1日、一部改正

附 則

令和5年11月27日、一部改正

附 則

令和6年2月16日、一部改正